

公立大学法人大阪業務委託における契約保証に関する取扱いについて

公立大学法人大阪契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第 23 条に規定する契約保証に関する取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

第 1 保証制度の概要

1 契約保証金の納付

業務委託契約の締結に際して、契約保証金の金額を納付し、業務が履行できない場合は、納付した金額が公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）に帰属される制度で、業務が履行された場合は、契約保証金は受注者に返還する。

2 有価証券の提供

業務委託契約の締結に際して、契約保証金の金額の国債、地方債、政府保証債等（以下「国債等」という。）を提供し、業務が履行できない場合は、納付した国債等が本法人に帰属される制度で、業務が履行された場合は、国債等は受注者に返還する。

3 履行保証保険契約の締結

業務委託契約の締結に際して、発注者（本法人）を被保険者とし、保険会社と履行保証保険契約（定額填補方式に限る）を締結し、受注者が業務を履行できない場合に保険金が発注者（本法人）に支払われる制度である。

第 2 契約の保証

1 契約保証の方法

落札決定者は、次に掲げるいずれかの契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 有価証券の提供
- (3) 履行保証保険契約の締結

2 契約保証の額

契約保証金の金額（履行保証保険の場合にあつては保険金額）（以下「契約保証金の金額」という。）は、契約金額の 100 分 10 以上の額とする。

3 契約保証の免除

当該業務委託契約（ただし、契約規程第 20 条の規定により契約書の作成を省略するものを除く。）において、契約金額が 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき、などに該当する場合（契約規程第 24 条参照）は、契約保証を免除することができる。

第3 契約保証の手続き

落札決定者は、業務委託契約書の提出とともに、次に掲げるいずれかの契約の保証を付さなければならない。

1 契約保証金の納付の場合

- (1) 契約保証金の領収証書は、契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けるものとする。
- (2) 業務委託料の増額変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、本法人契約担当の指示に従うこととする。
- (3) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収するものとする。
- (4) 受注者は、履行確認後、業務委託料の請求書の提出とともに、契約保証金の還付を本法人契約担当に申し出ることとする。

2 有価証券の提供の場合

- (1) 有価証券の領収証書は、契約保証金の金額に相当する金額の国債等を払い込んで、交付を受けるものとする。
- (2) 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、本法人契約担当の指示に従うこととする。
- (3) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券は、本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収するものとする。
- (4) 受注者は、履行確認後、業務委託料の請求書の提出とともに、有価証券の払い出しを本法人契約担当に申し出ることとする。

3 履行保証保険契約の締結の場合

- (1) 定額填補方式を申し込むこととする。
- (2) 保険証券の宛名の欄には、業務委託契約書に記載されている発注者名を記載し申し込むこととする。(例：公立大学法人大阪理事長 ○○○○)
- (3) 証券上の契約の内容としての契約名称の欄には、業務委託契約書に記載される契約名称が記載されるように申し込むこととする。
- (4) 保険金額は、契約保証金の金額に相当する金額とする。
- (5) 保険期間は、履行期間（または履行期限）を含むものとする。
- (6) 業務委託料の変更又は履行期間（または履行期限）の変更により、保険金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、本法人契約担当の指示に従うこととする。
- (7) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、本法人に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途超過分を徴収するものとする。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、令和5年4月1日から適用する。